

資 料 編

大気環境	(1)
騒音・振動・悪臭	(11)
水環境	(19)
土壌環境・地盤環境	(31)
廃棄物・資源循環	(39)
自然環境	(41)
組織・法体系等	(47)
環境行政年表	(53)
その他	(73)

大 気 環 境

目 次

表 1	大気汚染に係る環境基準	(1)
表 2	汚染物質別の測定方法	(1)
表 3	大気汚染測定局が設置されている市町村（平成 22 年度）	(2)
表 4	測定局及び測定項目一覧（平成 22 年度）	(2)
表 5	ばい煙発生施設等に係る規制の概要	(5)
表 6	粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設に係る規制の概要	(5)
表 7	大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく種類別、 区域別ばい煙発生施設の設置状況	(6)
表 8	大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく 種類別一般粉じん発生施設の設置状況	(7)
表 9	大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況	(7)
図 1	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移 〔ガソリン・LPG車〕	(8)
図 2	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移 〔ディーゼル車〕	(9)
図 3	粒子状物質（PM）に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)の推移	(10)

表 1 大気汚染に係る環境基準

1 大気汚染常時監視	
物質名 項目	測定項目
環境基準	二酸化硫黄 (SO ₂) 1 時間値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
	二酸化窒素 (NO ₂) 1 時間値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
評価方法	一酸化炭素 (CO) 1 時間値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 20ppm 以下であること。
	浮遊粒子状物質 (SPM) 1 時間値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
	光化学オキシダント (Ox) 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

(注) 光化学オキシダントは、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

2 有害大気汚染物質	
物質名 項目	測定項目
環境基準	微小粒子状物質 (PM _{2.5}) 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。 (平成21年9月9日 環境省告示)
	年間1日平均値の年間平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、年間の1日平均値の低いほうから 98%に相当する値が 35 μg/m ³ 以下であること。

2 有害大気汚染物質

物質名 項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。 (平成9年2月4日環境省告示)	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 (平成9年2月4日環境省告示)	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 (平成9年2月4日環境省告示)	年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。 (平成19年4月20日環境省告示)
評価方法	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。			

3 ダイオキシシン類

物質名 項目	ダイオキシシン類
環境基準	年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(平成11年12月27日環境省告示)
評価方法	同一地点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。 (資料) 環境部調べ

表 2 汚染物質別の測定方法

1 大気汚染常時監視	
測定項目	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
窒素酸化物 (NO+NO ₂)	オゾンを用いる化学発光法
〔二酸化窒素 (NO ₂) 一酸化窒素 (NO)〕	非分散形赤外分析計法
一酸化炭素 (CO)	ベータ線吸収法
浮遊粒子状物質 (SPM)	紫外線吸収法
光化学オキシダント (Ox)	ベータ線吸収法
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	水素炎イオン化検出器を用いたガスクロマトグラフ法
炭化水素 (HC) 〔非メタン炭化水素 (NMHC) メタン (CH ₄)〕	ガスクロマトグラフ質量分析法
アクリロニトリル 塩化ビニルモノマー クロロホルム 1,2-ジクロロエタン ジクロロメタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ブタジエン ベンゼン	高速液体クロマトグラフ法
アセトアルデヒド ホルムアルデヒド	高速液体クロマトグラフ法
ニッケル化合物 クロム及びその化合物 バリウム及びその化合物 マンガン及びその化合物	誘導結合プラズマ発光分光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法
ヒ素及びその化合物	水素化物発生原子吸光法、水素化物発生誘導結合プラズマ発光分光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法
水銀及びその化合物	冷原子吸光法
ベンゾ(a)ピレン	高速液体クロマトグラフ法
酸化エチレン	ガスクロマトグラフ質量分析法
3 ダイオキシシン類	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法

(資料) 環境部調べ

表3 大気汚染測定局が設置されている市町村（平成22年度）

区域	市町村名	測定局数		
		一般環境 大気測定局	自動車排出 ガス測定局	合計
名古屋区域	名古屋市、東海市、知多市、飛島村（一般国道23号以南の地域）	14	8	22
東三河区域	豊橋市、豊川市（旧豊川市及び旧御津町地域）、蒲郡市、田原市（旧田原町地域）	10	2	12
尾張区域	一宮市、津島市、大山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、弥富市、あま市、豊山町、蟹江町	10	5	15
内陸区域	瀬戸市、春日井市、豊田市（旧豊田市地域）、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町	12	3	15
衣浦区域	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、阿久比町、東浦町、武豊町	9	1	10
その他区域	岡崎市、安城市、西尾市、新城市、田原市（東三河域以外の地域）、美浜町、一色町、幸田町	8	4	12
計	45市町村（34市10町1村）	63	23	86

(注) 1 平成23年3月末現在
 2 測定局は、県及び大気汚染防止法上の政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市）が設置したものが対象である。
 3 区域区分は、大気汚染防止法施行令別表第3の区域区分による。
 (資料) 環境部調べ

表4 測定局及び測定項目一覧（平成22年度）

〔一般環境大気測定局〕

区域	番号	測定局名	所在地	測定項目										備考	
				二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	炭化水素	風向・風速	温度・湿度					
名古屋	1	国設名古屋大気環境測定所	千種区鹿子殿21-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	愛知工業高校	北区福徳町字広瀬島350-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	中村保健所	中村区名菜町4-7-18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	滝川小学校	昭和区滝川町131	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	八幡中学校	中川区元中野町2-11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	富田支所	〃 春田三丁目215	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	惟信高校	〃 惟信町2-262	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	白水小学校	南区松下町2-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9	守山保健所	守山区小幡一丁目3-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10	大高北小学校	緑区大高町字町屋川1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11	天白保健所	天白区島田二丁目201	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名古屋市管理測定局小計				3	10	0	10	1	10	1	1	2	1		
(名古屋市内計)				4	11	1	11	2	11	2	1	2			
名城	12	東海市名和町	東海市名和町南之山10-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	13	東海市横須賀小学校	〃 高横須賀町大塚36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	14	新舞子保育園	知多市大草字北ノ田81	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
名古屋区域計				5	14	1	14	3	14	3	1	3			

区	番	号	測定局	所在地	測定項目							備考	
					二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	炭化水素	風向・風速		温度・湿度
東三河	15	大崎	豊橋市大崎町字柿ノ木 16		○	○	○	○	○	○	○	○	
	16	石巻	石巻町字西浦 16		○	○	○	○	○	○	○	○	
	17	二川	大岩町字東郷内 111-1		○	○	○	○	○	○	○	○	
	18	野依	野依町字上ノ山 33-4		○	○	○	○	○	○	○	○	
	19	吾妻	吾妻町 84-1		○	○	○	○	○	○	○	○	
	20	富本	富本町字国隠 20-8		○	○	○	○	○	○	○	○	
東三河	豊橋市管理測定局小計				3	6	0	6	5	1	6	1	
	21	豊川市役所	豊川市金屋西町 3-11		○	○	○	○	○	○	○	○	
	22	蒲郡市御幸町	御津町御馬加美 15		○	○	○	○	○	○	○	○	
	23	田原市給食センター	蒲郡市御幸町 3350		○	○	○	○	○	○	○	○	
	24	豊川市御津南小学校	田原市加治町石井戸 66-5		○	○	○	○	○	○	○	○	
	東三河区 域 計				4	10	0	10	9	2	10	1	
尾張	25	一宮市松降通	一宮市松降通 7-27-1		○	○	○	○	○	○	○	○	
	26	一宮市小信中島	小信中島字川南 12-3		○	○	○	○	○	○	○	○	
	27	一宮市木曾川消防署	木曾川町黒田字北箱二ノ切 247-1		○	○	○	○	○	○	○	○	
	28	津島市埋田町	津島市埋田町 2-123-1		○	○	○	○	○	○	○	○	
	29	犬山消防署	犬山市大字五郎丸字下前田 1		○	○	○	○	○	○	○	○	
	30	江南市古知野町	江南市古知野町花霞 74		○	○	○	○	○	○	○	○	
	31	岩倉市中本町	岩倉市中本町字出口白山 11-2		○	○	○	○	○	○	○	○	
	32	弥富市役所	弥富市前須町南本田 379-1、379-3		○	○	○	○	○	○	○	○	
	33	豊山町豊場	豊山町大字豊場字城屋敷 117		○	○	○	○	○	○	○	○	
	34	あま市伊福小学校	あま市七宝町伊福字河原 28		○	○	○	○	○	○	○	○	
尾張区 域 計				3	10	0	10	10	1	10	1		

区	番	号	測定局	所在地	測定項目							備考	
					二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	炭化水素	風向・風速		温度・湿度
豊田	35	豊田市北部	豊田市加納町西段 75		○	○	○	○	○	○	○	○	
	36	豊田市東部	宝来町 4-758-10		○	○	○	○	○	○	○	○	
	37	豊田市中心部	三軒町 6-23-5		○	○	○	○	○	○	○	○	
	38	豊田市南部	竹元町南細畔 3		○	○	○	○	○	○	○	○	
	豊田市管理測定局小計				4	4	4	4	4	3	4	3	
	39	春日井市朝宮公園	春日井市朝宮町 4-1-2		○	○	○	○	○	○	○	○	
陸	40	小牧高校	小牧市小牧一丁目 321		○	○	○	○	○	○	○	○	
	41	知立市役所	知立市広見 3-1		○	○	○	○	○	○	○	○	
	42	尾張旭市東大道町	尾張旭市東大道町山の内 2419-5		○	○	○	○	○	○	○	○	
	43	豊明中学校	豊明市二村台 2-25-1		○	○	○	○	○	○	○	○	
東	44	日進市五色園	日進市五色園 2-2716		○	○	○	○	○	○	○	○	
	45	東郷町春木	東郷町春木字申下 1335-1		○	○	○	○	○	○	○	○	
	46	長久手中学校	長久手町大字岩作字権代 30-3		○	○	○	○	○	○	○	○	
内陸区 域 計				7	12	1	12	12	3	12	4		
衣	47	半田市青年の家	半田市東洋町 1-3-6		○	○	○	○	○	○	○	○	
	48	碧南市川口町	碧南市川口町 1-169		○	○	○	○	○	○	○	○	
	49	刈谷市寿町	刈谷市寿町 1-409		○	○	○	○	○	○	○	○	
	50	常滑市保健センター	常滑市新開町 5-62		○	○	○	○	○	○	○	○	
	51	大府小学校	大府市桃山町 5-44		○	○	○	○	○	○	○	○	
	52	高浜小学校	高浜市青木町 6-1-15		○	○	○	○	○	○	○	○	
	53	阿久比中学校	阿久比町大字卯坂字半田ヶ峰 1		○	○	○	○	○	○	○	○	
	54	東浦町役場	東浦町大字緒川字政所 20		○	○	○	○	○	○	○	○	
	55	武豊町役場	武豊町字長尾山 19		○	○	○	○	○	○	○	○	
	衣浦区 域 計				2	9	0	9	9	2	9	0	

区 域	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目							備 考		
				二 酸 化 硫 黄	窒 素 酸 化 物	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速		温 度 ・ 湿 度	
そ の 他 区 域	56	岡崎市 羽根 管理 測定局	岡崎市羽根町字陣場47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			岡崎市管理測定局小計	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1
			安城農林高校	安城市池浦町茶笥木1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			愛厚ホーム西尾苑	西尾市八ツ面町蔵屋敷99	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			田原市古田町	田原市古田町岡ノ越6-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			美浜町奥田	美浜町大字奥田字饒路67-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		一色町役場	一色町大字前野字新田34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		幸田小学校	幸田町大字大草字三ツ石18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		新城消防署	新城市平井字新栄83	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
そ の 他 区 域 計				3	8	0	8	8	2	7	2		
合 計				24	63	2	63	62	13	62	11		

(注) 測定局の名称及び所在地の住所は、平成23年3月31日現在のものである。

(資料) 環境部調べ

(自動車排出ガス測定局)

区 域	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目							備 考	
				二 酸 化 硫 黄	窒 素 酸 化 物	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速		温 度 ・ 湿 度
名 古 屋 区 域	1	名古屋北営業所	北区田幡二丁目4-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	名塚中学校	西区新福寺町2-1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	フレビ塔	中区錦三丁目6-15先	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	熱田神宮公園	熱田区旗屋一丁目10-45	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	港 陽	港区港陽一丁目1-65	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	千 電	南区汐田町1304	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	元塩公園	〃 元塩町2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	名古屋管理局小計	名古屋管理局小計	1	7	1	7	3	1	7	1	1
国設飛島自動車交通環境測定所				○	○	○	○	○	○	○	○	
名 古 屋 区 域 計				1	8	2	8	3	2	8	2	
東 三 河 区 域	9	豊橋市今橋管理測定局	豊橋市今橋町1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10	豊橋市管理測定局	豊橋市管理局小計	1	1	1	1	0	0	1	0	
		豊川市桜町	豊川市桜町1-3-109	○	○	○	○	○	○	○	○	
東 三 河 区 域 計				1	2	2	2	0	1	2	0	
尾 張 区 域	11	稲沢市役所	稲沢市稲府町1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12	清須市阿原	清須市阿原九丁目192-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	13	豊山町栄児童遊園	豊山町大字豊場字栄80	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	14	あま市稲荷公園	あま市篠田字稲荷76	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	15	蟹江町八幡	蟹江町八幡二丁目13	○	○	○	○	○	○	○	○	○
尾 張 区 域 計				0	5	2	5	2	1	5	0	

表5 ばい煙発生施設等に係る規制の概要

規制対象物質等	規制種類	根拠法令	対象地域	規制対象	
硫黄酸化物	K値規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)	
		県民の生活環境の保全等に関する条例	"	" (法対象施設より小規模な施設等)	
	総排出量規制	大気汚染防止法	名古屋区域及び衣浦区域	特定工場等	
		県民の生活環境の保全等に関する条例	三河山間部を除く区域	大気指定工場等	
ばいじん	濃度規制	大気汚染防止法	名古屋市内の一部区域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)	
		県民の生活環境の保全等に関する条例	"	" (法対象施設より小規模な施設等)	
	構造並びに使用及び管理に関する規制 (建屋集じん装置の設置など)	大気汚染防止法	名古屋区域及び衣浦区域	特定工場等以外の工場・事業場における各ばい煙発生施設 (法対象施設)	
		県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)	
窒素酸化物	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)	
		工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領	"	" 大気指定工場等に設置するばい煙発生施設	
	有害物質 (窒素酸化物を除く。)*1法と条例で有害物質の種類が異なる。	大気汚染防止法	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		指定物質抑制基準 (濃度基準)	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)

*1 大気汚染防止法で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素・弗化水素、弗素・弗化水素、弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の5物質
 県民の生活環境の保全等に関する条例で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素・弗化水素、鉛及びその化合物、窒素酸化物、ベンゼン、硫化水素、二酸化珪素、シアン及びその化合物、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサン、メチルアルコール、酢酸エチル、エチルアルコール、酢酸ブチル、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シクロロメタン、アクリロニトリル及び酢酸エチレンの22物質
 *2 指定物質はベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質
 (資料) 環境部調べ

区 域	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目						備 考
				一 窒 酸 化 物	二 酸 化 硫 黄	浮 遊 粒 子	炭 化 水 素	風 向	風 速	
内 陸 区 域	16	瀬戸市陶原町	瀬戸市陶原町 5-60	○	○	○	○	○	○	
	17	春日井市勝川小学校	春日井市若草二丁目 1-1	○	○	○	○	○	○	
	18	日進市上瀬池スポーツ公園	日進市浅田町西田面 47-1	○	○	○	○	○	○	
内 陸 区 域 計				0	3	0	3	1	2	0
衣 浦 区 域	19	碧南市文化会館	碧南市源氏神明町 1	○	○	○	○	○	○	
衣 浦 区 域 計				0	1	0	1	0	1	0
そ の 他 区 域	20	朝 日	岡崎市朝日町三丁目 36-1	○	○	○	○	○	○	
	21	岡崎市 矢 作	" 矢作町字馬乗 110-1	○	○	○	○	○	○	
	22	大 平	" 大平町二の沢 67	○	○	○	○	○	○	
	23	朝 日	" 朝日町字広元 306	○	○	○	○	○	○	
そ の 他 区 域 計				1	4	1	4	4	1	4
合 計				3	23	7	23	11	7	22

(注) 測定局の名称及び所在地の住所は、平成23年3月31日現在のものである。
 (資料) 環境部調べ

表6 粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設に係る規制の概要

規制対象物質	規制種類	根拠法令	対象地域	規制対象
特定粉じん (石綿)	敷地境界における濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	石綿含有製品の製造に用いる切断機等の特定粉じん発生施設を有する工場・事業場
特定建築材料 (吹付け石綿等)	作業基準に関する規制	"	"	吹付け石綿並びに石綿含有断熱材、保温材及び耐火断熱材を使用している建築物等の解体、改造・補修作業
一般粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	"	"	堆積場、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設
粉じん	"	県民の生活環境の保全等に関する条例	"	堆積場、ベルトコンベア等の粉じん発生施設
炭化水素系物質	"	"	"	ガンジンの貯蔵施設などの炭化水素系物質発生施設

(注) 平成23年3月末現在
 (資料) 環境部調べ

表7 大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく種類別、区域別ばい煙発生施設の設置状況

項番号	施設の種別	大気汚染防止法				電気事業法				ガス事業法				鉱山保安法				計	
		名古屋	東三河	内陸	尾張	名古屋	東三河	内陸	尾張	名古屋	東三河	内陸	尾張	名古屋	東三河	内陸	尾張		
1	ボイラー	1,759	931	953	1,702	1,256	1,591	8,192	8,192	41	16	2	10	3	7	79	6	6	8,277
2	ボイラー	3						3											3
3	溶融	8		1				9											9
4	溶融	1						1											1
5	溶融	2						2											2
6	溶融	13	2					15											15
7	溶融	92	110	50	135	32	158	577										577	
8	溶融	503	194	67	348	52	113	1,277										1,277	
9	溶融	40						40										40	
10	溶融	2						2										2	
11	溶融	5						5										5	
12	溶融	2	16		12	6	2	38										38	
13	溶融	34	184	1	72	4	6	301										301	
14	溶融	3	19	10				32										32	
15	溶融	6	11		1	5	12	35										35	
16	溶融	76	74	50	122	20	61	403										403	
17	溶融	23	3	4				30										30	
18	溶融	47	38	27	49	49	40	250										250	
19	溶融	5	1					6										6	
20	溶融																		
21	溶融																		
22	溶融																		
23	溶融																		
24	溶融																		
25	溶融																		
26	溶融																		
27	溶融																		
28	溶融																		
29	溶融																		
30	溶融																		
31	溶融																		
32	溶融																		
	工場・事業場統計	2,914	1,669	1,201	2,497	1,483	2,017	11,781	1,115	229	202	403	262	271	2,482	12	13	14,277	
		952	503	532	618	591	929	4,125	810	142	121	254	195	164	1,686	4	5	581,754	

(注) 1 平成23年3月末現在(名古屋、豊橋市、岡崎市及び豊田市を含む)
 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の項番号をいう。
 3 区域は、次の付表のとおりである。
 4 工場・事業場数計については、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法に重複して届出をしている事業場数を()内に内数で示した。
 (資料) 環境部調べ

付表

区域区分	
名古屋区域	名古屋市、東海市、知多市、弥富市（一般国道23号以南の地域に限る。）及び海部郡飛島村（一般国道23号以南の地域に限る。）
衣浦区域	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、知多郡阿久比町、同郡東浦町及び同郡武豊町
東三河区域	豊橋市、豊川市（平成18年1月31日における豊川市の区域、平成20年1月14日における旧宝飯郡御津町の区域及び平成22年1月31日における旧宝飯郡小坂井町の区域に限る。）、蒲郡市及び田原市（平成15年8月19日における旧渥美郡田原町の区域に限る。）
内陸区域	瀬戸市、春日井市、豊田市（平成17年3月31日における豊田市の区域に限る。）、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、みよし市及び愛知郡
尾張区域	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市（名古屋区域に掲げる区域を除く。）、あま市、西春日井郡、丹羽郡及び海部郡（名古屋区域に掲げる区域を除く。）
その他区域	上記に掲げる区域以外の地域

(注) 区域区分は、特に時点を明示したものを除き、平成23年3月末における行政区画、その他の区域又は道路によって標示されたものである。

表8 大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく種類別一般粉じん発生施設の設置状況

項番号	施設の種類の	大気汚染防止法	電気事業法	鉱山保安法	計
1	コークス炉	9			9
2	堆積場	537	7		544
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	3,080	77	2	3,159
4	破砕機及び摩砕機	417	2	1	420
5	ふるい	335	3	2	340
	施設数計	4,378	89	5	4,472
	工場・事業場数計	572	1	1(1)	574(1)

(注) 1 平成23年3月末現在（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市含む。）

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第2の項番号をいう。

(注) 3 工場・事業場計数については、大気汚染防止法、電気事業法、鉱山保安法に重複して届出をしている事業所数を（ ）内に外数で示した。

(資料) 環境部調べ

表9 大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況

項番号	施設の種類の	大気汚染防止法
1	化学製品製造用乾燥施設	5
2	塗装施設（吹付塗装）	172
3	塗装用乾燥施設	34
4	積層接着用乾燥施設	104
5	積層板、粘着テープ、シート、はく離紙、包装材料製造接着用乾燥施設	21
6	オフセット輪転印刷用乾燥施設	23
7	グラビア印刷用乾燥施設	17
8	工業用洗浄施設	22
9	貯蔵タンク	1
施設	施設数計	399
工場・事業場	工場数計	88

(注) 1 平成23年3月末現在（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市含む。）

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の2の項番号をいう。

(資料) 環境部調べ

図1 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

[ガソリン・LPG車] ※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更される。

1 乗用車

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
39%	50年4月 (50年規制)
27%	51年4月 (等価慣性重量1tを超えるもの) (51年規制)
20%	51年4月 (等価慣性重量1t以下のもの) (51年規制)
8%	53年4月 (53年規制) (0.25g/km)
2.5%	12年10月 (12年規制) (0.08g/km)
1.6%	17年10月 (17年規制) (0.05g/km)

2 トラック・バス

(1) 軽量車

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
32%	54年1月 (54年規制)
19%	56年1月 (56年規制)
8%	63年12月 (63年規制) (0.25g/km)
2.5%	12年10月 (12年規制) (0.08g/km)
1.6%	17年10月 (17年規制) (0.05g/km)

車両総重量
1.7t以下

(2) 中量車

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
39%	54年1月 (54年規制)
29%	56年12月 (56年規制)
23%	元年10月 (元年規制) (0.7g/km)
13%	6年12月 (6年規制) (0.4g/km)
4.3%	13年10月 (13年規制) (0.13g/km)
2.3%	17年10月 (17年規制) (0.07g/km)

車両総重量
1.7t超
2.5t以下

(3) 重量車

100%	48年4月前 (未規制)
70%	48年4月 (48年規制)
59%	52年8月 (52年規制)
42%	54年1月 (54年規制)
29%	57年1月 (57年規制)
25%	元年10月 (元年規制) (650ppm)
20%	4年10月 (4年規制) (5.5g/kWh)
17%	7年12月 (7年規制) (4.5g/kWh)
5.3%	13年10月 (13年規制) (1.40g/kWh)
2.6%	17年10月 (17年規制) (0.7g/kWh)

車両総重量
2.5t超

3 軽貨物車

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
39%	54年1月 (54年規制)
29%	57年1月 (57年規制)
16%	2年10月 (2年規制) (0.5g/km)
8%	10年10月 (10年規制) (0.25g/km)
4%	14年10月 (14年規制) (0.13g/km)
1.6%	19年10月 (19年規制) (0.05g/km)

(資料) 環境部調べ

図2 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

[ディーゼル車]

1 乗用車

	小型車(等価慣性重量 1.25t 以下)	中型車(等価慣性重量 1.25t 超)	
49年9月前(未規制)	100%	100%	49年9月前(未規制)
49年9月(49年規制)	80%	80%	49年9月(49年規制)
52年8月(52年規制)	68%	68%	52年8月(52年規制)
54年4月(54年規制)	60%	60%	54年4月(54年規制)
57年1月(57年規制)	52%	52%	57年1月(57年規制)
注1(61,62年規制)	29%	37%	注1(61,62年規制)
2年12月(2年規制)(0.5g/km)	21%	26%	4年10月(4年規制)(0.6g/km)
9年10月(9年規制)(0.4g/km)	16%	16%	10年10月(10年規制)(0.4g/km)
14年10月(14年規制)(0.28g/km)	11%	12%	14年10月(14年規制)(0.3g/km)
17年10月(17年規制)(0.14g/km)	6%	6%	17年10月(17年規制)(0.15g/km)
21年10月(21年規制)(0.08g/km)	3%	3%	21年10月(21年規制)(0.08g/km)

2 トラック・バス

(1) 軽量車

	副室式
49年9月前(未規制)	100%
49年9月(49年規制)	80%
52年8月(52年規制)	68%
54年4月(54年規制)	60%
57年10月(57年規制)	52%
63年12月(63年規制)(0.9g/km)	36%
5年10月(5年規制)(0.6g/km)	24%
9年10月(9年規制)(0.4g/km)	16%
14年10月(14年規制)(0.28g/km)	11%
17年10月(17年規制)(0.14g/km)	6%
21年10月(21年規制)(0.08g/km)	3%

(2) 中量車

	副室式	直噴式	
49年9月前(未規制)	100%	100%	49年9月前(未規制)
49年9月(49年規制)	80%	80%	49年9月(49年規制)
52年8月(52年規制)	68%	68%	52年8月(52年規制)
54年4月(54年規制)	60%	56%	54年4月(54年規制)
57年10月(57年規制)	52%	49%	58年8月(58年規制)
63年12月(63年規制)	47%	40%	63年12月(63年規制)
5年10月(5年規制)(1.3g/km)注2	47%	26%	5年10月(5年規制)(1.3g/km)
注3(9,10年規制)(0.7g/km)	25%	14%	注3(9,10年規制)(0.7g/km)
15年10月(15年規制)(0.49g/km)	18%	10%	15年10月(15年規制)(0.49g/km)
17年10月(17年規制)(0.25g/km)	9%	5%	17年10月(17年規制)(0.25g/km)
注8(21,22年規制)(0.15g/km)	5%	3%	注8(21,22年規制)(0.15g/km)

(3) 重量車

	副室式	直噴式	
49年9月前(未規制)	100%	100%	49年9月前(未規制)
49年9月(49年規制)	80%	80%	49年9月(49年規制)
52年8月(52年規制)	68%	68%	52年8月(52年規制)
54年4月(54年規制)	60%	56%	54年4月(54年規制)
57年10月(57年規制)	52%	49%	58年8月(58年規制)
元年10月(元年規制)	47%	42%	注4(63,元,2年規制)(400ppm)
6年10月(6年規制)(5.0g/kWh)	46%	35%	6年10月(6年規制)(6.0g/kWh)
注5(9,10,11年規制)(4.5g/kWh)	41%	26%	注5(9,10,11年規制)(4.5g/kWh)
注6(15,16年規制)(3.38g/kWh)	31%	20%	注6(15,16年規制)(3.38g/kWh)
17年10月(17年規制)(2.0g/kWh)	18%	12%	17年10月(17年規制)(2.0g/kWh)
注8(21,22年規制)(0.7g/kWh)	6%	4%	注8(21,22年規制)(0.7g/kWh)

注1. 61年規制: 61年10月手動変速機付車両
62年規制: 62年10月自動変速機付車両

2. 規制値の単位のみ変更

3. 9年規制: 9年10月手動変速機付車両
10年規制: 10年10月自動変速機付車両

4. 63年規制: 63年12月車両総重量3.5t以下のもの
元年規制: 元年10月車両総重量3.5t超のもの
(車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車を除く)
2年規制: 2年10月車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車

5. 9年規制: 9年10月車両総重量3.5t以下のもの
10年規制: 10年10月車両総重量3.5t超, 12t以下のもの
11年規制: 11年10月車両総重量12t超のもの

6. 15年規制: 15年10月車両総重量1.7t超, 12t以下のもの
16年規制: 16年10月車両総重量12t超のもの

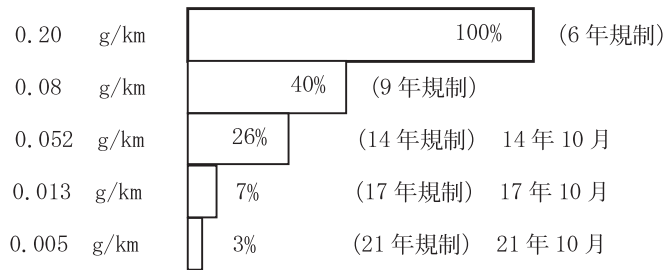
7. 17年規制から中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更される。

8. 21年規制: 21年10月車両総重量2.5t超3.5t以下のもの
12t超のもの
22年規制: 22年10月車両総重量1.7t超, 2.5t以下のもの
3.5t超, 12t以下のもの

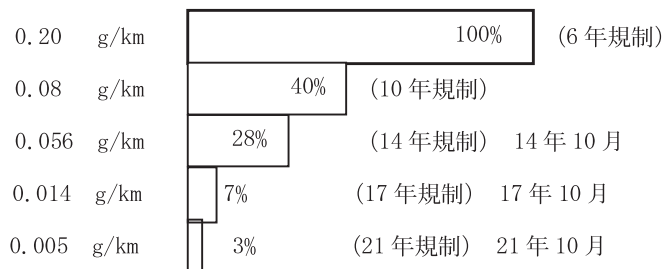
図3 粒子状物質（PM）に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）の推移

※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更される。

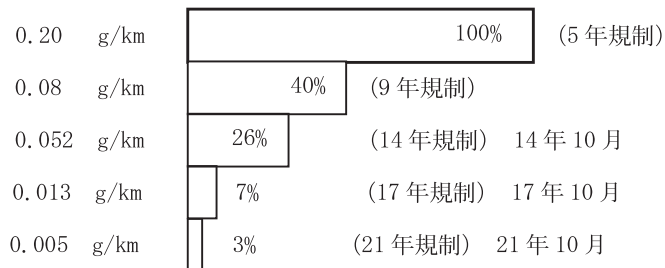
ディーゼル乗用車（小型車）（等価慣性重量 1.25t 以下）



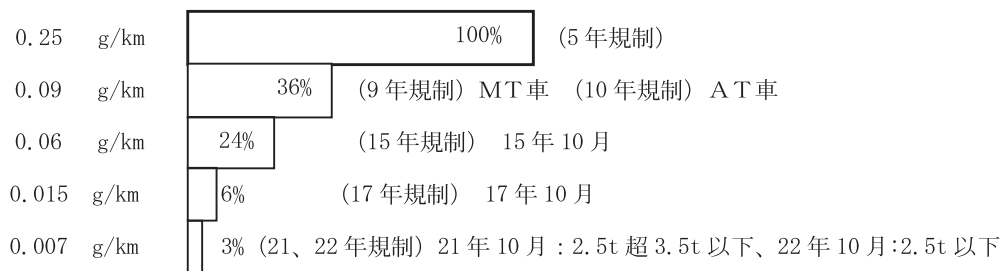
ディーゼル乗用車（中型車）（等価慣性重量 1.25t 超）



ディーゼル軽量車（車両総重量 1.7t 以下）



ディーゼルの中量車（車両総重量 1.7t 超 2.5t 以下）※



ディーゼル重量車（車両総重量 2.5t 超）※

